

豊橋市監査公表第4号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、定例監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年9月27日

| | |
|---------|------|
| 豊橋市監査委員 | 杉浦康夫 |
| 同 | 木藤守人 |
| 同 | 近藤喜典 |
| 同 | 尾崎雅輝 |

定例監査の監査結果に基づく措置結果

| 部名 | 課名 | 公表番号 | 区分 | 指摘事項等（改善又は留意すべき事項） | 措置結果 | 措置通知年月日 |
|-----|-------|-------|------|--|---|-----------|
| | 資産経営課 | 31-1 | 指摘事項 | 市庁舎に設置する自動販売機に係る市有財産使用許可及び使用料減免の決裁において、許可及び減免の根拠規定を誤っていたので、財産管理規則及び行政財産使用料条例に則り適正な事務処理をされたい。 | 令和元年度の目的外使用許可に係る決裁文書において、自動販売機を含むすべての市有財産使用許可に豊橋市財産管理規則第11条第1項第1号から第7号までの正しい条項を明記した。 | R1. 8. 9 |
| | | | 意見 | 市庁舎に設置する自動販売機に係る市有財産使用許可の決裁において、設置場所を特定する図面が添付されていない申請書に対し許可していたので、適切な事務処理に努められたい。 | 令和元年度の目的外使用許可に係る決裁文書において、自動販売機を含むすべての市有財産使用許可に設置場所を特定する図面を添付した。 | |
| 財務部 | 契約検査課 | 31-1 | 指摘事項 | 水路改良工事1及び総合スポーツ公園諸施設築造工事のしゅん工検査において、基礎等のうち不可視となる箇所の施工状況を十分確認せずに検査合格としていたので、工事担当課に対し不可視部分の立会いなど監督業務の強化を指導するとともに、適正な検査を実施されたい。 | 令和元年5月30日の技術管理等検討委員会研究部会において、工事担当課に対し適切な監督業務を行い、特に不可視部分については、施工途中の現場における確認をはじめ、必要な部分の写真確認及びその保管に努めるよう指導を行った。 今後も、技術職員を対象とした研修会などの機会を捉え、継続的に指導を行うとともに適正な検査に努めていく。 | R1. 8. 9 |
| | | | 指摘事項 | 総合スポーツ公園諸施設築造工事等における刈り草の処分について、マニフェスト等により管理されていることを確認しなかった事例が見受けられたので、工事担当課を指導するとともに、適正な検査を実施されたい。 | 令和元年5月30日の技術管理等検討委員会研究部会等において、工事担当課に対し「豊橋市リサイクルガイドライン実施要綱」の徹底について再度周知を行い、廃棄物の運搬、処理の適切な設計、監理に努めるよう指導した。 また、工事施工業者が参加する講習会の場においても、廃棄物の適正な処分について周知を行った。 今後も、本市技術職員をはじめ、施工業者に対し研修会や講習会の場において、継続的に指導、周知を行っていく。 | |
| | 市民税課 | 31-1 | 意見 | 平成31年度版市・県民税額計算シミュレーションプログラム開発業務において、一者随意契約理由書の内容が不正確であったので、適切な事務処理に努められたい。 | 監査日以後に締結される契約に係る一者随意契約理由書については、契約書、権利関係、他の者が契約できない理由等を精査し、適切な内容の理由書を作成した。 | R1. 7. 18 |
| | 資産税課 | 31-1 | 意見 | 税務帳票（過年度）管理システム機器等賃貸借①等のファイナンスリース契約において、契約約款に貸貸人以外の者による保守についての規定がないにもかかわらず、下請を承認している事例が見受けられたので、契約約款に規定するなど適切な事務処理に努められたい。 | 貸貸人以外の者による保守作業について、契約約款第6条の次に、保守作業の際はあらかじめ貸借人の承認を必要とする旨の条文を加え、平成31年4月に変更契約を行った。 | R1. 7. 26 |
| 企画部 | 広報広聴課 | 30-14 | 指摘事項 | 広報紙デザイン委託業務において、契約書に発注者印がない事例が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。 | 速やかに押印するとともに、再発防止のため課内に周知し、適切な事務処理を行うよう徹底した。 | R1. 7. 10 |

| 部名 | 課名 | 公表番号 | 区分 | 指摘事項等（改善又は留意すべき事項） | 措置結果 | 措置通知年月日 |
|-----|-------------|-------|---|---|--|-----------|
| 企画部 | 広報広聴課 | 30-14 | 指摘事項 | 購入備品において、本来は備品等管理システムに自動登録されるべきところを物品購入依頼書作成時に誤った処理をしたため、自動処理されず備品としての登録がないものが散見されたので、適正な事務処理をされたい。 | 平成30年12月、物品購入依頼書のオペレーションの誤りを修正し、備品一覧に登録した。また、再発防止のため、正確な入力処理を行うよう課内に周知徹底した。 | R1. 7. 10 |
| | | | 指摘事項 | 修繕料にて支出した10万円を超える車検整備一式において、検査職員を主務課の課長としていたため、契約規則に則り資産経営課の課長等を検査職員とするよう、適正な事務処理をされたい。 | 平成30年12月、契約規則について改めて課内に周知し、適切な事務処理を行うよう徹底した。 | |
| | シティプロモーション課 | 30-14 | 意見 | ホームページにおいて、情報の更新等がされていない部分が散見されたので、本市の魅力幅広く周知できるよう、ホームページの適切な管理及び情報発信に努められたい。 | 掲載内容が最新のものになっていること及びリンク切れの有無を確認し、適切な情報発信となるよう内容を更新した。 | R1. 7. 10 |
| 環境部 | 環境政策課 | 30-16 | 指摘事項 | 本市に事務局がある530運動環境協議会の事務処理において、同協議会の事務処理規程により規定している現金出納簿が整備されていなかったため、規程に基づき整備されたい。 | 事務処理規程の認識不足により整備していなかったものであり、平成31年2月より整備するとともに、改めて事務処理規程に基づく適切な事務処理を行うよう事務局職員に周知を行った。 | R1. 6. 27 |
| | | | 意見 | 雑がみ分別袋広告掲載取扱業務において、公益財団法人豊橋市シルバー人材センターに一者随意契約しているが、当該業務のために定めた広告募集要項及び広告掲載取扱要領では随意契約を想定していないうえ、業務内容も不明確となっているので、契約方法を含め実情に合った事務処理を検討されたい。 | 平成31年度の雑がみ分別袋広告掲載取扱業務においては、広告募集要項及び広告掲載取扱要領を見直し、業務内容を明確化するとともに、広告主からの直接申込によるものへと変更した。 | |
| | 廃棄物対策課 | 30-16 | 意見 | 生活保護世帯等し尿処理料金交付金交付要綱において、し尿処理量の確認方法が不明確であったため、適切な確認方法を検討されたい。 | 今後の確認方法について協議、精査し、し尿収集運搬業者に対し、現地での目視確認と、生活保護世帯等への現地立会い確認の徹底を再度依頼するとともに、報告書類提出時の書類確認の徹底を図った。 | R1. 6. 27 |
| | 環境保全課 | 30-16 | 指摘事項 | 本市に事務局がある豊かな海“三河湾”環境再生推進協議会の事務処理において、同協議会の事務処理規程に基づく収入調定の手続を行っていないため、適正な事務処理をされたい。 また、同協議会の契約事務において、地方自治法施行令を根拠に一者随意契約していたが、同協議会の事務処理規程に随意契約の範囲を規定しているため、当該規程を根拠とされたい。 | 豊かな海“三河湾”環境再生推進協議会事務処理規程第12条の規定に基づき、調定簿として書類を作成するとともに、調定決裁を受けられるようにした。 また、契約事務における随意契約の範囲についても、事務処理規程第23条を根拠とするようにした。 | R1. 6. 27 |
| | 温暖化対策推進室 | 30-16 | 指摘事項 | 緑のカーテン設置・撤去業務委託に係る事務手続において、契約規則第52条の2第1項による公表手続が行われていなかったため、適正な事務処理をされたい。 | 令和元年度の業務委託より、契約規則第52条の2の規定による公表調書を作成し、契約の発注見通しの事前公表、並びに契約締結前後に契約内容等の公表を行った。今後は適正な事務処理を行うよう室内に周知徹底した。 | R1. 6. 27 |
| 意見 | | | 業務委託における仕様書において、契約約款の規定を受けた業務実施報告書に関する具体的な記載がない事例が散見されたため、適切な事務処理に努められたい。 | 令和元年度の業務委託より、各仕様書において業務実施報告書の提出内容などの必要事項を具体的に記載した。今後は適切な事務処理を行うよう室内で周知徹底した。 | | |

| 部名 | 課名 | 公表番号 | 区分 | 指摘事項等（改善又は留意すべき事項） | 措置結果 | 措置通知年月日 |
|------|-------|-------|---|--|---|---------|
| 環境部 | 施設建設室 | 30-16 | 意見 | 複数年契約による業務委託契約において、債務負担行為を予算で定めていながら契約書に「地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約」との誤った記載をした事例が見受けられたので、適切な事務処理に努められたい。 | 該当する2業務の契約については、正しい契約内容にするため、先方と契約内容の変更について協議を行い、平成31年3月18日付で適切に事務処理をした。 | R1.6.27 |
| 建設部 | 道路維持課 | 31-1 | 指摘事項 | 市有財産使用許可に係る許可通知書において、不服申立等に関する教示文の記載のないものが見受けられたので、適正な事務処理をされたい。 | 令和元年5月から市有財産使用許可に係る許可通知書に行政不服審査法等に基づき教示を追加し、課内に周知徹底すると共に事務の改善を図った。 | R1.7.25 |
| | | | 意見 | 市有財産使用許可に係る決裁において、平成30年1月22日付け資産経営課長通知により、財産管理規則第11条第1項第5号を適用した目的外使用の許可を行う場合は、起案文書に詳細な理由を記載することとされているにもかかわらず記載がない事例が散見されたので、適切な事務処理に努められたい。 | 令和元年度より平成30年1月22日付の資産経営課の行政財産の目的外使用許可等に関する事務処理についての通知文を再度課内職員に周知するとともに、起案文書に詳細な理由を記載し、事務の改善を図った。 | |
| | | | 意見 | 舗装改良工事2-1において、アスファルト舗装殻の収集運搬を行っていた業者の一部に係る委託契約書の確認をしていなかったもので、適切な工事監理に努められたい。 | 令和元年度より工事受注業者に対し指導を行うと共に、書類の不備が無いよう十分確認を行い、適切な工事監理を行うよう課内で周知徹底を図った。 | |
| | 道路建設課 | 31-1 | 意見 | 地下横断通路施設整備工事の設計図書において、昇降機の指定仕様が含まれる同一図面に「参考図」と記載されていたので、適切な図面作成に努められたい。 また、エレベータの設計において、付属工具などの具備すべきものが設計図書に記載されていなかったもので、機械設備共通仕様書に基づき、適切な事務処理に努められたい。 | 令和元年5月から、図面作成等適切に設計図書へ記載するよう職員に指導し、課内で周知徹底した。 | R1.8.9 |
| | | | 意見 | 道路改良工事2において、設計図書では大型土のうの中詰め材を購入土としていたが、再生砕石を使用していたので、協議記録を残すなど適切な工事監理に努められたい。 | 令和元年5月から、適切に協議記録等を残すよう職員に指導し、課内で周知徹底した。 | |
| | 河川課 | 31-1 | 指摘事項 | 自家用電気工作物保安管理委託契約に係る仕様書において、受託者は保安業務担当者等の氏名、生年月日、免状の種類及び番号を書面により通知することとなっているにもかかわらず書面がない事例が散見されたので、適正な事務処理をされたい。 | 契約業者に対し、仕様書に基づいて保安業務担当者氏名、生年月日、免状の種類及び番号を書面により提出するよう求め、速やかに受領した。今後は仕様書に規定された書類の確認を十分に行うよう課内に周知徹底した。 | R1.7.26 |
| 指摘事項 | | | 水路改良工事1において、基礎のうち不可視となる箇所施工状況を十分確認せずにしゅん工としていたので、不可視部分の立会いに加え、受注者に写真撮影の徹底を指導するなど適正な工事監理をされたい。 | 監督職員に不可視部分の立会いを徹底する等、適切な工事監督を行うよう周知徹底を図るとともに、契約業者に対しては令和元年5月10日に不可視部分の確認や写真撮影を徹底するよう指導した。 | | |
| 意見 | | | 自家用電気工作物保安管理委託契約に係る仕様書において、発注者は受託者に対し連絡責任者・代務者の通知をすることになっているにもかかわらず、通知したことが確認できない事例が散見されたので、適切な事務処理に努められたい。 | 契約業者に対して連絡責任者・代務者について書面にて速やかに通知した。今後新たに契約する際には、仕様書の改訂を含めて適切な事務処理に努めるよう課内に周知徹底した。 | | |

| 部名 | 課名 | 公表番号 | 区分 | 指摘事項等（改善又は留意すべき事項） | 措置結果 | 措置通知年月日 |
|---------|-------|------|--|--|--|---------|
| 建設部 | 河川課 | 31-1 | 意見 | 水路改良工事1において、アスファルト舗装殻を搬出する下請業者の運搬車両の車体側面に産業廃棄物の収集・運搬車両である旨の表示がされていなかったため、業者へ指導するとともに適切な工事監理に努められたい。 また、汚泥吸引作業の下請届が提出されていなかったため、適切な工事監理に努められたい。 | 監督職員に適切な工事監督を行うよう周知徹底を図るとともに、契約業者に対しては令和元年5月10日に適正な工事監理をするよう指導を行った。また、今年度の施工業者にも指導を行うように、課内に周知徹底した。 | R1.7.26 |
| 都市計画部 | 都市計画課 | 31-1 | 指摘事項 | 業務委託に係る予定価格の決定において、部長が決定すべきところを課長が決定していた事例が見受けられたため、決裁規程に則り適正な事務処理をされたい。 | 令和元年5月に課内職員へ予定価格の決定等、事務処理における決裁規程の確認について周知徹底した。 | R1.6.24 |
| | | | 意見 | 指名競争入札の執行通知において、入札者が1者の場合の取扱いに関する記載が委託業務審査会の審査結果通知書と異なる事例が見受けられたため、審査結果に基づいた適切な事務処理に努められたい。 | 令和元年5月に、委託業務審査会の審査結果通知を間違いなく確認し、適切な事務処理する旨、課内職員に周知徹底した。 | |
| | | | 意見 | 賃貸借契約書の約款において、賃貸人以外の者により保守作業を行う場合は賃借人の承認が必要であると規定されているにもかかわらず、承認の手続をしていない事例が見受けられたため、適切な事務処理に努められたい。 また、約款に、賃貸人は書面により現場責任者を通知することと規定してあるにもかかわらず通知を受けていない事例が見受けられたため、適切な事務処理に努められたい。 | 令和元年度より賃貸人以外の者が保守作業を行う場合は、相手方に承認申請書を提出させ、決裁により意思決定するとともに、相手方へ書面（承認書）により、意思を伝えることとした。 令和元年5月に、提出書類の欠落等が発生しないようするため、契約内容の確認を確実にし、課内職員に周知徹底した。 | |
| | 都市交通課 | 31-1 | 指摘事項 | 路面電車運転体験委託業務に係る契約書において、契約検査課の示す契約約款サンプルにある「履行遅延による損害金」の条項について、「履行遅延による申し出」として条項の一部を修正のうえ使用しているが、当該条項を引用している他の条項とで齟齬が生じているので、契約約款の加除等を行った場合には、全体の整合性確認を十分に行うなど適正な事務処理をされたい。 | 令和元年度に契約約款の加除等を実施し、全体の整合性確認を十分に行い、適切な事務処理を実施するよう課内に周知を図った。 | R1.7.26 |
| | | | 意見 | 路面電車運転体験委託業務において、運転体験の一部中止に伴い変更契約を取り交わしているが、開催日1日当たりの単価を定め実績に応じた支払としている契約であるため、契約書表題部委託金額の欄に“開催日数に応じて業務完了時に精算する。”と明示するなど変更契約に係る手続を省略し、事務の効率化を図られたい。 | 事務の効率化を図るため、令和元年度より路面電車運転体験委託業務においては、契約書表題部委託金額の欄に“参加組数に応じて業務完了時に精算する。”と明示し、変更契約に係る手続を省略した。 | |
| まちなか活性課 | 31-1 | 指摘事項 | まちなか活性課事務所警備委託業務の契約約款において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく遅延利息率等の読替え対象等に誤りのある事例が散見されたため、適正な事務処理をされたい。 | 平成31年3月に、業務委託契約受託者と協議し契約約款を訂正した。また、今後このようなことのないよう、適切な事務処理について課内に周知徹底した。 | R1.7.25 | |
| | | 指摘事項 | 修繕料にて支出した10万円を超える公用車車検・整備において、検査職員を主務課の課長としていたため、契約規則に則り資産経営課の課長等を検査職員とするよう、適正な事務処理をされたい。 | 平成31年3月に、契約規則に基づき、書類の修正を行った。また、今後このようなことのないよう、適切な事務処理について課内に周知徹底した。 | | |

| 部名 | 課名 | 公表番号 | 区分 | 指摘事項等（改善又は留意すべき事項） | 措置結果 | 措置通知年月日 |
|-------|---------|-------|------|---|--|---------|
| 都市計画部 | まちなか活性課 | 31-1 | 指摘事項 | ストリートデザイン事業整備工事において、照明灯などの道路占用物件となる施設について、占用許可前に工事着手していたので、着手前に許可を受けるよう適正な事務処理をされたい。 | 平成30年度のストリートデザイン整備事業工事における占用物件については、その後占用申請を行い、占用許可を得ている。また、今年度発注のストリートデザイン整備事業工事2件については、道路占用物件となる施設について占用許可を受けた後に工事入札手続きを行い、適正な事務処理を行った。 また、今後このようなことのないよう、適切な事務処理について課内に周知徹底した。 | R1.7.25 |
| | 公園緑地課 | 31-1 | 指摘事項 | 総合スポーツ公園諸施設築造工事において、不可視となる排水管と柵との接合部の閉塞を十分に確認せずにしゅん工としていたの で、不可視部分の立会いに加え、受注者に写真撮影の徹底を指導する など適正な工事監理をされたい。 また、工事における刈り草の処分について、マニフェスト等により 管理されていることを確認していなかったため、適正な工事監理を されたい。 | 不可視部分の工事については監督職員の立会いを行い、受注者に 写真撮影の徹底を指導するなど、適正な工事監理を行うよう課内で 周知徹底した。 建設工事における刈り草の処分については、産業廃棄物として適切 に処分するよう、監督職員が受注者に指導するとともに、その履 行を確認することを課内で周知徹底した。 | R1.8.8 |
| | | | 意見 | 公益財団法人豊橋みどりの協会に対する補助金交付において、補 助金等交付規則では、必要があると認めるときは概算払又は前金払 をすることができるとしているが、決裁において理由の明示もなく 概算払としていたため、理由を明示するよう努められたい。 | 令和元年度より決裁文書に概算払いとする理由を明記した。また 適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底した。 | |
| | | | 意見 | 業務委託契約書において、業務設計書（金額抜き）の決裁原本が 相手方の契約書に誤って綴じ込まれている事例が散見されたので、 適切な事務処理に努められたい。 | 契約行為の際、市側と受託者側の契約書を取り違えないように複 数の職員で確認することを徹底した。 | |
| 市民病院 | 管理課 | 30-17 | 指摘事項 | 民間施設が行う納涼祭における施設職員の駐車場としての利用に 係る市有財産使用許可の決裁において、根拠規定の特定がなく、免 除前の使用料の記載もないなど、平成30年1月22日付け資産経営課 長通知により示された内容が履行されていなかったため、適正な事 務処理をされたい。 | 令和元年度からの決裁時に減免理由・減免額等が分かる資料を添 付し、また適切な事務処理を行うよう事務局内に周知徹底した。 | R1.6.28 |
| | | | 指摘事項 | ハト捕獲業務において、鳥獣捕獲等許可を受けずに実施していた ので、適正な業務管理をされたい。 | 直ちに鳥獣捕獲等許可申請を本市環境保全課に申請するよう指導 し、平成31年2月22日に同課より許可された。なお、令和元年度の 業務に関しては同許可証を業務前に提示させ、業務に取りかからせ ることとした。 | |
| | | | 指摘事項 | ハウスクリーニング業務委託の予定価格書において、税抜きの見 積書を徴取しているにもかかわらず税抜比較価格の記載がなかった ので、適正な事務処理をされたい。 | 税抜きで見積書を徴する場合は、予定価格書に税抜比較価格を明 記するよう事務局内に周知した。 | |
| | | | 指摘事項 | 委託業務において、契約書に発注者印がない事例が散見されたの で、適正な事務処理をされたい。 また、公印の管守者に使用の承認を得ずに市長印を押印している 事例が散見されたので、適正な公印の管守及び事務処理をされたい。 | 契約書の公印押印漏れについては、送付する前に二重チェックを してから送付することとした。 また、公印使用承認については、まとめて承認を受けるのではなく、 1件ずつ承認を受けるように改善した。 | |

| 部名 | 課名 | 公表番号 | 区分 | 指摘事項等（改善又は留意すべき事項） | 措置結果 | 措置通知年月日 |
|------|-------|-------|---|---|---|---------|
| 市民病院 | 管理課 | 30-17 | 意見 | 臨床検査データ情報処理伝達システム合理化のための端末機器等の設置に係る市有財産使用許可の決裁において、設置場所を特定する図面の無い申請書に基づき許可していたので、適切な事務処理に努められたい。 | 市有財産使用許可申請書に設置場所が特定できる図面を添付して許可を行うよう平成31年3月事務局内に周知を行い、適切な事務処理となるよう改めた。 | R1.6.28 |
| | | | 意見 | ハト捕獲業務において、再び帰巢してしまう恐れのある方法で処分していたので、処分方法等を検討されたい。 | 令和元年度の業務委託契約において「殺処分」と明記するように仕様書を変更した。 | |
| | | | 意見 | 駐車場警備業務委託契約において、従事予定者及び警備計画の承認に係る決裁手続を行っていなかったため、適切な事務処理に努められたい。 | 従事予定者及び警備計画の承認に係る決裁を行い、相手方に承認書を交付した。今後は契約時の業務開始前に決裁を行い、承認書を交付することとし、適切な事務処理に努めるよう事務局内に周知した。 | |
| | | | 意見 | 物品管理業務委託契約において、契約約款及び仕様書に規定している研修に関する報告書及び職歴書の提出を受けていなかったため、適切な事務処理に努められたい。 | 契約業者に対し平成30年度の研修報告書及び職歴書の提出を求め受領した。今後も仕様書に従い適切な事務処理を行うよう事務局内に周知した。 | |
| | | | 意見 | 業務委託における仕様書において、契約約款の規定を受けた業務実施報告書に関する記載がない仕様書となっている事例が散見されたため、適切な事務処理に努められたい。 | 業務仕様書について、令和元年度から仕様書に契約約款の規定を受けた業務実施報告書に関する記載を明記することとした。 | |
| | | | 意見 | 手洗水滅菌器保守点検業務を始めとする機器等保守点検業務において、すべての契約に個人情報取扱特記事項を規定していたので、必要に応じて規定するよう適切な事務処理に努められたい。 | 令和元年度からの委託契約については、業務ごとに個人情報取扱特記事項の規定が必要であるか区分したうえで届出等の書類提出を求めるよう改善した。 | |
| | | | 意見 | 庭木手入れ業務及び高度放射線棟壁面緑化維持管理業務において、剪定範囲が仕様書及び図面で明確に表示されていなかったため、適切な業務管理に努められたい。 また、業務により発生した剪定枝や雑草の処分において、資源化センターへ搬入の際に提出する廃棄物の区分申添書が提出されていなかったため、適切な事務処理に努められたい。 | 委託業務仕様書について、業務場所が特定できるよう仕様書及び図面を表示した。 また、廃棄物の区分申添書はただちに発行し、受注者に交付した。 | |
| 医事課 | 30-17 | 指摘事項 | 平成29年度に契約を締結した平成30年度の「医療事務等委託」に係る業務委託契約において、契約締結の翌年度以降に係る支出負担行為については決裁が必要であるにもかかわらず、決裁をとっていなかったため、適正な事務処理をされたい。 | 平成30年度、令和元年度の複数年契約について、平成31年3月28日に契約を締結し、平成31年4月1日に令和元年度の支出負担行為決裁をとった。今後は、当該年度の支出負担行為決裁をとるよう、適切な事務処理について事務局内に周知した。 | R1.6.28 | |
| | | 指摘事項 | オンライン入金機による公金入金回収業務の契約約款において、政府契約の支払遅延防止法に関する法律第8条第1項の規定に基づく遅延利息率等の読替え対象等に誤りのある事例が見受けられたため、適正な事務処理をされたい。 | 平成31年4月に業務委託契約受託者と協議し、契約約款を訂正した。今後このようなことのないよう、適切な事務処理について事務局内に周知した。 | | |

| 部名 | 課名 | 公表番号 | 区分 | 指摘事項等（改善又は留意すべき事項） | 措置結果 | 措置通知年月日 |
|----------|--------|--|---|--|--|-----------|
| 上下水道局 | 下水道整備課 | 30-18 | 意見 | 工事請負契約約款第18条による条件変更等については、予防的な観点から現場と設計図書との不一致等を早期に確認し、効率的な施工に繋がられるよう努められたい。 | 契約着手後に生じた設計図書との不一致等については、改めて確実な設計照査を行うよう受注者を指導するとともに、課内に周知徹底した。 | R1. 6. 27 |
| | | | 意見 | 労働安全衛生法の改正により化学物質のリスクアセスメントが義務化されている。当該工事でも対象物質があるので、法の主旨に沿って工事着手前に実施するよう指導されたい。 | 労働安全衛生法に基づき適切な実施をするように指導し平成31年3月5日に実施の確認をした。 また、職員に対して業者指導を適正に行うよう徹底した。 | |
| 教育委員会教育部 | 教育政策課 | 30-14 | 意見 | 学校用地に電柱等を設置するための使用料減免の決裁において、平成30年1月22日付け資産経営課長通知により行政財産使用料条例第6条第1項各号を適用し減免する場合は、起案文書に減免前の金額も記載することとされているにもかかわらず記載がない事例が散見されたので、適切な事務処理に努められたい。 | 令和元年度より減免前の金額も記載し、適切な事務処理を行った。 | R1. 8. 9 |
| | 保健給食課 | 30-14 | 指摘事項 | 北部学校給食共同調理場整備・運営事業において、PFI事業者から提出された計算書類等に事業契約書で規定している「公認会計士又は監査法人の監査報告書」が添付されていないので、PFI事業者を指導するとともに契約書に則り適正な事務処理をされたい。 | 担当者会議においてPFI事業者に指摘事項を伝達するとともに、対応について指導した結果、平成30年度分より公認会計士の監査報告書を付した決算報告書を受領している。 | R1. 7. 19 |
| | | | 意見 | ホームページにおいて、掲載情報にまとまりがなく情報の更新がされていない箇所が散見されたので、掲載期間を含めた適切な管理及び情報発信に努められたい。 | 平成31年2月にホームページの内容を点検し、必要に応じて掲載情報の見直しや更新を行った。 | R1. 7. 19 |
| | 図書館 | 30-14 | 意見 | 中央図書館電動書架保守点検業務委託において、仕様書と業務実施報告書とで電動書架の台数に不整合が見受けられたので、適切な事務処理に努められたい。 また、中央図書館昇降機保守点検業務委託において、仕様書に建築基準法第12条第4項の業務の記載がなかったので、適切な事務処理に努められたい。 | 中央図書館電動書架保守点検業務委託については、平成30年度後期分の業務の履行確認において、仕様書に記載された全台数が点検され、実施報告書に正しい台数が記載されていることを確認した。 また、中央図書館昇降機保守点検業務委託については、令和元年度の契約より、仕様書に建築基準法第12条第4項に基づく業務を明示した。 | R1. 7. 15 |
| 美術博物館 | 30-14 | 意見 | 二川宿本陣資料館に設置する自動販売機に係る市有財産使用許可の決裁において、設置場所を特定する図面の無い申請書に基づき許可していたので、適切な事務処理に努められたい。 また、使用料の収納決裁日から1か月以上経過後に調定を起票している事例が見受けられたので、適切な事務処理に努められたい。 | 申請者に設置場所を示す図面の提出を徹底するとともに、職員は収納決裁後速やかに調定を起票することとした。 | R1. 7. 18 | |
| 意見 | | 二川宿本陣資料館消防設備保守委託において、仕様書と点検結果報告書とで設備の数量に不整合が見受けられたので、適切な事務処理に努められたい。 | 仕様書作成時に最新の設備数量を確認することとし、年度途中に数量に増減等があった場合にも数量の修正を行うこととした。 | | | |

| 部名 | 課名 | 公表 番号 | 区分 | 指摘事項等（改善又は留意すべき事項） | 措置結果 | 措置通知 年月日 |
|--------------|-------|----------|----|---|---|-------------|
| 教育委員会 教育部 | 美術博物館 | 30-14 | 意見 | 業務委託において、仕様書に契約約款の規定を受けた業務実施報告書に関する記載がない事例が散見されたので、適切な事務処理に努められたい。 | 業務実施報告書に関する記載がない仕様書は内容を見直すとともに、今後は必ず記載するよう改善した。 | R1.7.18 |
| | | | 意見 | 美術博物館警備委託等における毎月提出される業務実施報告書において、警備機器点検結果が記載されていなかったため、受託業者を指導するなど適切な事務処理に努められたい。 | 受託業者に対し、業務実施報告書の警備機器点検結果を必ず記載するよう指導するとともに、職員に対して業務実施報告書の記載漏れが無いよう、確実に点検することとした。 | |